

総務 産業建設

条例改正で業種や指定エリアの

拡大化が図れるように！

④9 松前町工場立地促進条例の一部を改正する条例の審査

要旨

農村地域工業等導入促進法の改正に伴う根拠法の名称変更及び支援対象業種の拡大について、対応する所要の改正を行うものである。

問 改正後に南黒田工業団地は対象となるのか

答 現在の条例を適用している地域は、工業専用地域、工業地域、法律で指定している地域となる。南黒田地区は指定されていないので対象とならない。

問 対象業種が国の審議の中で『工業』から『産業一般』となり業種を限定していないようだが、福祉や介護サービスなどはどうなるのか。

答 業種を産業とするこ

とにより工業以外でも参入できる可能性は拡大した。農水産物加工場、直売所、農家レストラン等を想定しているが、国から詳細について示されていない。福祉、介護サービスも同様に運用が基準がないので判断できない。

問 農村地域は市街化調整区域で開発に制限がある。今回の条例改正で規制緩和や町単独でも判断できるのか。

答 農地法や農業振興地域の整備に関する法律の問題をクリアすることが必要。今後は県が基本計画を策定し、町が事業実施する際に実施計画を定める方式なので町単独での判断はできない。

問 この条例改正は町にとつて有利か。

答 業種の拡大はされるが、関係法の問題点のクリアやその他の法令との関連で、現時点での判断は難しい。
(全員一致で可決)



文教厚生

放置自転車に

やっと解決策が！

④7 松前町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例

要旨

放置自転車の発生を防止し、安全で快適な生活環境及び地域の美観の維持を図るため、新たに制定するもの。(保管地おもし通り高架下)

問 J Rの駅にある放置自転車管理するのはなぜか。

答 底地の持ち主が管理することになっているため。

問 同様の条例を実施している市町の場合は。

答 県内町では、年間3台から6台程度の処分実績がある。

問 放置禁止区域指定は町内では、大規模な放置箇所はないため指定しない。

問 放置防止のための抑止力としては内容が弱いのでは。

答 条例は放置自転車の処理を中心としている。今後の状況を勘案し検討していく。

問 条例の運用方法は。

① 放置自転車として保管地へ移動した後は所有者を探し、連絡をとり、その後の処理を進める。

② 放置とみなす期間は、駐輪場なら警告書を添付して2週間を目安とする。路上など交通の支障となる時は速やかに保管地へ移動。

③ チェーン等で自転車が移動できない場合は、その場で管理し、町に所有権が移動した場合、処分する。

問 保管地は通学路に影響のない位置に設定している。

問 放置自転車は町が処分するということを、明確に示す必要があるのでは。

答 駐輪場へのラミネート看板の設置や、ホームページでの周知を行う。

問 保放置自転車の管理は、所管課ごとに行うのではなく、一括管理する担当課を決めたほうがよいと思うが。

答 今後の運用状況から検討する。
(全員一致で可決)

問 保管地に放置自転車を置くことで、通学路の見通しが悪くなるからいか。



見過ごされてきた放置自転車